

法制審議会御中

同審議会刑事法(性犯罪関係)部会 御中

刑法性犯罪規定の改正に関する「試案」についての要望書

2022年11月28日

昨年(2021年)10月から、法制審議会において、「近年における性犯罪の実情等に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、所要の法整備を早急に行う必要がある」(諮問113号)との認識のもと、刑法性犯罪規定改正の議論が進められ、第10回(2022年10月24日)に、これまでの議論が「試案」という形で公表されました。現在法務大臣への答申に向けた最終的な検討段階にあると認識しています。

私たちは、性暴力被害者が泣き寝入りを余儀なくされる現実を変えるために、①不同意性交等罪の導入、②性交同意年齢の引き上げ及び③18歳以上を含めた地位関係性利用罪の導入等の抜本的な刑法改正を求めてきました。この3つの課題は、法務大臣から法制審議会に諮問されています。

しかし、公表された「試案」のままでは、諮問の趣旨に反し、性被害の予防にも、「適切な対処」にもならず、性被害がこれからも放置されることを危惧します。

1 不同意性交等罪について

「試案」が提起する構成要件によって、同意がない性行為が現実に処罰されるのか、同意なき性行為が抑止されるのか、大きな懸念があります。

一番の問題は、そのわかりにくさにあります。性犯罪は周知のように一度起きてしまえばその影響は甚大で、予防が何よりも求められます。刑法は裁判のルールだけではなく、行為のルールとしても重要な機能を有しています。そのことを意識して、一読しただけで、「同意のない性行為は禁止されている」ことがわかる改正が必要です。

しかし、「試案」の提起する構成要件は、「不同意性交は犯罪である」、つまり、相手の同意がなければ処罰されることを行為者に認識させ、相手の同意がない場合は性行為をやめるべきことを明確に示すものになっていません。

「試案」は、暴行・脅迫要件、心神喪失・抗拒不能要件に関して、8項目の行為態様を挙げた上で、それらにより「人を拒絶困難(拒絶の意思を形成し、表明し又は実現することが困難な状態をいう)」にさせ、又は「拒絶困難であることに乗じた」場合に、性犯罪が成立するとしています。性暴力の行為態様は多様であり、長期虐待等により「拒絶の意思を形成」すらできない場合や、驚愕のあまり意思を表明できない場合、そして、拒否を態度で示したのに行為者が行為に及び場合などがあります。これらの行為態様すべてに対応する条文を創設しようとした意図は理解しますが、「拒絶困難」概念の導入によって被害者は新たな困難に直面します。

抗拒不能と同様に曖昧な「拒絶困難」要件とこの要件に関する加害者の故意の立証責任が、訴追側に課されます。そもそも「拒絶困難」という言葉は被害者に抵抗を要求するように読めます。そして、被害者が明示的にNOという意思を表明した場合でも「実現困難」という要件が要求される結果、裁判の場では、被害者が「拒絶困難」「実現困難」であったかが問われることとなります。結局、被害者に事実上の抵抗義務を課す現行法の構造が維持されることを、私たちは深刻に危惧します。

不同意性交を適切に処罰する法改正とするために、少なくとも、

・罪名を「不同意性交等罪」にすること

・現在の「試案」の条文の「拒絶」という文言を「反対意思」に修正し、

・「反対意思を形成・表明するのが困難、または、被害者が反対意思を表明したにもかかわらず」という条文に修正することを強く求めます。また、

8 項目の行為対応が立証された場合は、包括要件の有無にかかわらず犯罪が成立するものとしてください。

2 地位関係性を利用した性犯罪規定の導入について

法制審議会への法務大臣による諮問にもかかわらず、地位関係性を利用した性犯罪規定の導入が「試案」に含まれていないことに抗議します。「現に監護する者」以外の成人からの性加害や 18 歳以上の成人に対して地位を利用した場合の犯罪化は、「(ク)経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること」で十分にカバーできるとは思われません。「憂慮」という文言は主観的要件であり、加害者は憂慮に関する認識(故意)がなかったと主張するでしょう。

・被害者の年齢を問わず、地位関係性を利用する性犯罪規定を個別に創設すること

・構成要件は、「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力に乗じて」とすることを強く求めます。

3 性交同意年齢について

最後に、性交同意年齢については、「試案」に「16 歳」という文言があるものの、一律 16 歳に性交同意年齢を引き上げたわけではなく、絶対的性交同意年齢は 13 歳未満のままに止まっていることに強い懸念を表明します。

「試案」は、13 歳以上 16 歳未満の者に対しては、5 歳以上の年齢差がある場合に、被害者の「対処能力(性的な行為に関して自律的に判断して対処することができる能力をいう)」に乗じた場合に処罰をしております。5 歳以上の年齢差を求めるのは子どもたちが受けている性被害の実態を無視するものであるうえ、これに加えて、刑法はもちろん、民法や行政法でも用いられたことがない「対処能力」という新たな要件を課す結果、訴追側は極めて困難な立証を強いられます。このような提案で性被害から子どもを守ることはできません。試案は、性交同意年齢の引き上げを著しく狭い範囲でしか認めないものであり、法務大臣の諮問の趣旨に反し、私たちは強く抗議します。

現状の不十分な性教育の状況や学年が違う者が持つ権力性を前提とすれば、こうした子どもに対する性犯罪の成立を妨げるこうした要件は撤廃されるべきです。

私たちは、性交同意年齢を 16 歳とすること、少なくとも年齢差以外の要件を一切認めないことを強く求めます。

4 結論

以上のとおり、「試案」は、長年にわたり私たちが求めてきた性犯罪規定の改正の願いに反するものです。「性犯罪の本質は被害者が同意していないにもかかわらず性的行為を行うこと」であると法制審議会が繰り返し確認してきたにも関わらず、被害者の「拒絶困難」を問い、性交同意年齢に年齢差要件以外の要件を加え、地位関係性利用等罪を個別に創設しない「試案」では問題の解決になりません。今回の刑法改正の原点に立ち返り、被害者に寄り添う抜本的な法改正を求めます。